

新しい公益法人制度

【そもそも公益法人とは？】

一般に法人は、利益の分配をするか・しないか、事業の目的を公益とするか・しないかにより4つに分けることができます。この中で、利益の分配をせず、事業の目的を公益とする法人を公益法人(広義)といいます。具体的には、社団法人・財団法人・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・NPO法人などが挙げられます。このうち、社団法人と財団法人を総称して狭義の公益法人といいます。

利益分配 事業目的	営利	非営利
非公益	株式会社 相互会社	中間法人 労働組合 協同組合
公益	電気会社 ガス会社 鉄道会社	社団法人 } 公益法人 財団法人 } (狭義) 社会福祉法人 } 宗教法人 } 公益法人 学校法人 } (広義) NPO法人 }

この公益法人(狭義)制度は、旧民法第34条に基づき、明治29年以来110年以上にわたって続いてきましたが、設立許可と公益性の判断の権限を併せ持った主務官庁制を基軸としてきました。しかし、この官庁による裁量行政は、公益法人の新規設立数が低迷していたことから分かるように、制度疲労を起こしていました。公益事業とはいえないような事業を実施している法人や、理事が不適切な運営をしている法人があるのではないかと批判や、法人運営について法律上の詳細な規定がないこと、法人設立の要件は各主務官庁の裁量権に委ねられ、法令上明確な規定がないことなど、様々な問題を有していたのです。

そこで、公益法人制度の抜本的な見直しが進められることになり、平成20年12月1日に公益法人改革関連三法が施行されたのを機に、新しい公益法人制度がスタートしました。

E-mail : y-kaneko@yamadasougou.co.jp

電話 : 03-3694-6091

金子嘉治

お問い合わせは
こちらまで

